

支援センターだより  
No.10

## なぜ必要?

# 税理士業務と成年後見制度

## 東北税理士会成年後見支援センター (公益活動対策部)

はじめに  
支援センターだよりでは、これまで9回にわたって成年後見制度の内容や後見人等としての多岐にわたる職務についての紹介をしてまいりましたが、10回目は、「後見人等の職務に対する報酬」についてです。

### 1 法定後見における報酬の取り扱い

後見事務については、社会福祉的な観点から、無償であるべきとの考え方もあるといわれていますが、現行法は「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力、その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることがでるべき」(民法862条)としております。この場合、後見人の財産に応じて、家庭裁判所が家庭裁判所に対して、報酬付

与審判の申立をし、家庭裁判所において、諸般の事情を考慮して報酬額を審判によって決定することになります。

### 3 報酬額のめやす

これまで、報酬額は審判の重要な費用は、本人の財産から支弁することとし、立て替えた費用については本人に請求することができます(民法861条②)。

これらの規定は後見監督人についても準用されます。

### 4 任意後見における報酬の取り扱い

申立時期に関する制限はありませんが、通常の場合は1年分の事務報告書の提出後に申立されているようです。

#### 1 基本報酬

イ 成年後見人(保佐人、補助人も同様)

① 通常の後見事務の場合

契約の一種であり、任意後見契約において特約のない限り、民法の委任規定に準ずることになります。

(1) 後見人等報酬の所得区分

税理士が成年後見人等の職務による報酬を受けた場合の所得区分については、既に支援セン

トダより紹介したとおり雑所得として申告することになり

ます。

民法上、任意後見人が報酬を受けるには、その旨の特約が必

同様の後見事務を行っても、報酬額に違いがあつたり、本人の資力がない場合は報酬が支払われない場合も想定されます。親族後見の場合は別としても、今後増加するであろう第三者後見人や専門職後見人に対しても、

え、報酬に對する何らかの助成措置が必要と思われますし、実際に行政として予算計上して報酬助成している自治体もあるよ

うです。

口 (月額5万円~6万円)  
成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様)  
50000万円超

定は受任者の報酬は原則無報酬であるということを意味しており、任意後見契約を締結する際に報酬額を決めておかないと、任意後見人は無報酬で後見事務を行わなければならないことになります。

要である(民法648条①)と規定しています。つまり、この規定は受任者の報酬は原則無報酬であるということを意味しており、任意後見契約を締結する際に報酬額を決めておかないと、任意後見人は無報酬で後見事務を行わなければならないことになります。

又、民法上、報酬は特約のない限り後払いであるとされています(民法648条②)が、特約により月額、又は年額を決定し、着手金の定めをすることも可能です。

身上監護等に特別困難な事情があつた場合には基本報酬の50%の範囲内で、又特別の行為をした場合にも相当額を付加することがあります。

これはあくまで、東京家庭裁判所及び立川支部の「めやす」であり、各家庭裁判所、各後見事例によって相違があるうと思われます。

任意後見監督人の報酬については、後見監督人に関する民法852条の規定と同様、民法の後見人の報酬規定が準用されており(任意後見7条④)後見監督人と同様の規則に従うことになり、家庭裁判所が審判により本人の資力その他の事情を考慮して相当な報酬額を定めることになります。

## (2) 被後見人の税務申告報酬

ます。  
後見人である税理士が被後見人の税務申告をした場合は、税理士報酬の請求はできませんが、報酬付与の審判申し立て書にその旨記載して審判をうけることになります。

## 終わりに

成年後見人等の職務は、判断能力の低下した被後見人との信頼関係の構築から、日常生活における本人の身上監護、財産の管理など多岐にわたり、しかも常にその業務の遂行に当たっては本人の人権擁護に対する細心の配慮が求められます。

この制度が、いかに、公益的、社会貢献的意味合いの強い制度とはいえ、専門職後見人等に対しては、やはり、何らかの給付が必要であると考えます。この場合においても、生活保護受給者、もしくは低所得者がこの制度がめざすところの恩恵を受けられないことがあってはなりません。

公益活動対策部は、今後も支援センターの効率的な運営を図りながら、これらの問題解決に向け活動をしてまいります。

(相談員 石川昭子)